

第8期介護保険事業計画の給付見込みと保険料（案）について

令和2年12月22日

健康福祉部長寿介護課

第8期介護給付費等対象サービスの見込量の推計手順

第1号被保険者数(高齢者数)、要介護等認定者数、サービス提供量の見込み等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の計画期間中における必要と見込まれるサービス量(保険給付費の見込額)を推計。

また、団塊の世代が75歳以上となり高齢化が一段と進む令和7年(2025年)に向けて地域包括ケアシステムの構築と深化・推進を図る視点での給付の将来見通し等がどのようになるかを予測するもの。

〔推計手順〕 基本的に、厚生労働省が示した「第8期介護保険事業計画策定に向けたワークシート」により算定。

I. 被保険者数(高齢者人口)の推計

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口(平成30(2018)年推計)」(補正值)により推計。

II. 要介護等認定者数の推計

Iの被保険者数に、第7期計画期間中の要介護等認定率(年齢階級別・性別・要介護度別)を基にした認定率を乗じ、要介護等認定者数を推計。

III. 施設整備計画による施設等入所・入居者数の推計

第7期中の施設等の入所・入居者数及び第8期における施設等の計画整備数を踏まえ、入所・入居者数を推計。

IV. 標準的な居宅サービス受給者数等の推計

IIの要介護等認定者数から、IIIの入所・入居者数を除いた者を標準的な居宅サービスの対象者として、第7期中のサービス受給率を参考に、標準的な居宅サービス受給者数を推計。

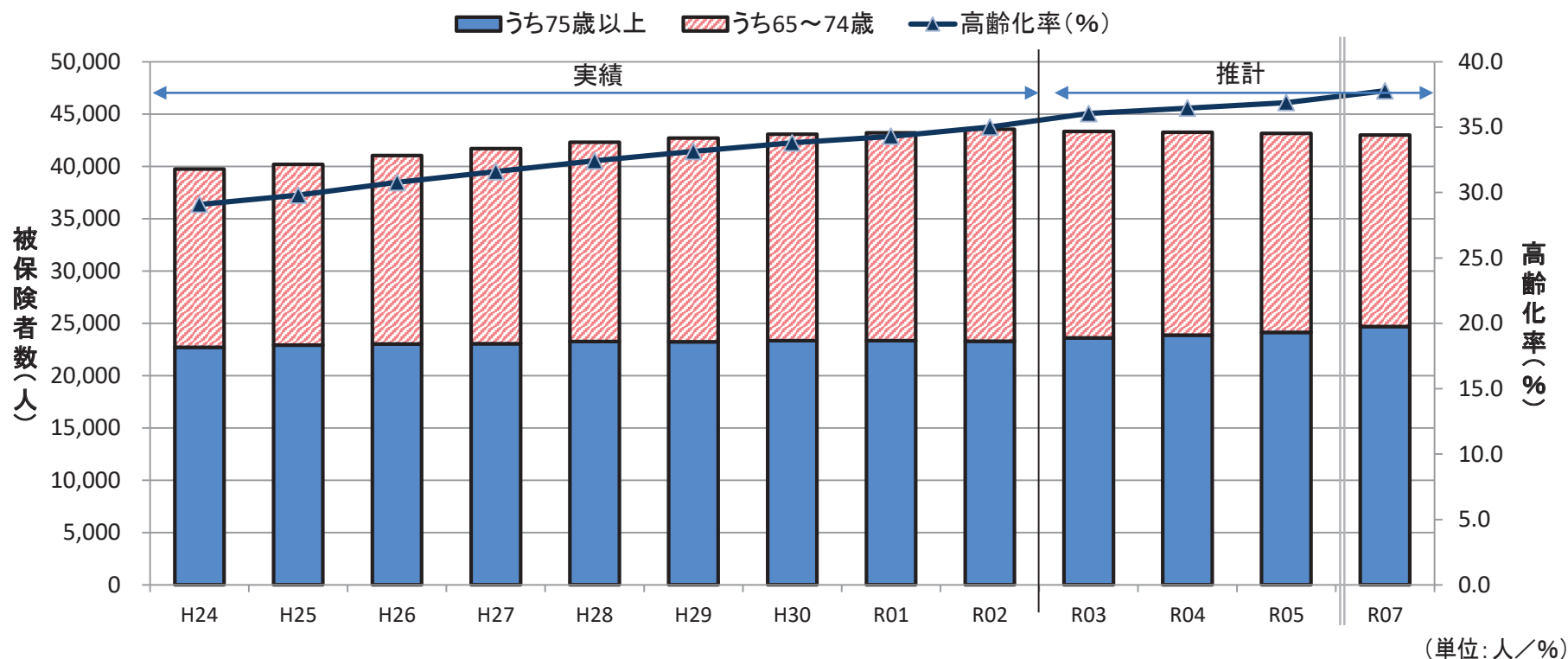
V. 必要サービス見込量の推計

III及びIVの受給者数を基に、第7期中のサービス種類ごとの受給率、一人当たりの日数・回数・支給額を参考に、必要なサービス量(給付費見込額)を推計。

被保険者数（高齢者人口）の推計

国立社会保障・人口問題研究所の平成30年度人口推計（補正值）を用いた。
 ※補正值…平成30年度の推計から令和元年度の推計と実数との乖離を加味したものの第8期計画期間及び令和7年度（2025年度）の第1号被保険者数を、次のとおりに見込んでいる。

被保険者数（前期・後期）と高齢化率の推移



計画年度	第5期			第6期			第7期			第8期			第9期
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R07
第1号被保険者数	39,748	40,201	41,048	41,712	42,300	42,702	43,084	43,196	43,560	43,342	43,251	43,164	42,985
うち65～74歳	17,034	17,291	18,032	18,656	19,038	19,462	19,746	19,865	20,279	19,745	19,384	19,027	18,307
うち75歳以上	22,714	22,910	23,016	23,056	23,262	23,240	23,338	23,331	23,281	23,597	23,867	24,137	24,678
高齢化率(%)	29.1	29.8	30.8	31.6	32.4	33.1	33.8	34.3	35.0	36.0	36.5	36.9	37.8

※第1号被保険者数は各年9月末の事業状況報告(月報)より、高齢化率は各年9月末の住民基本台帳より

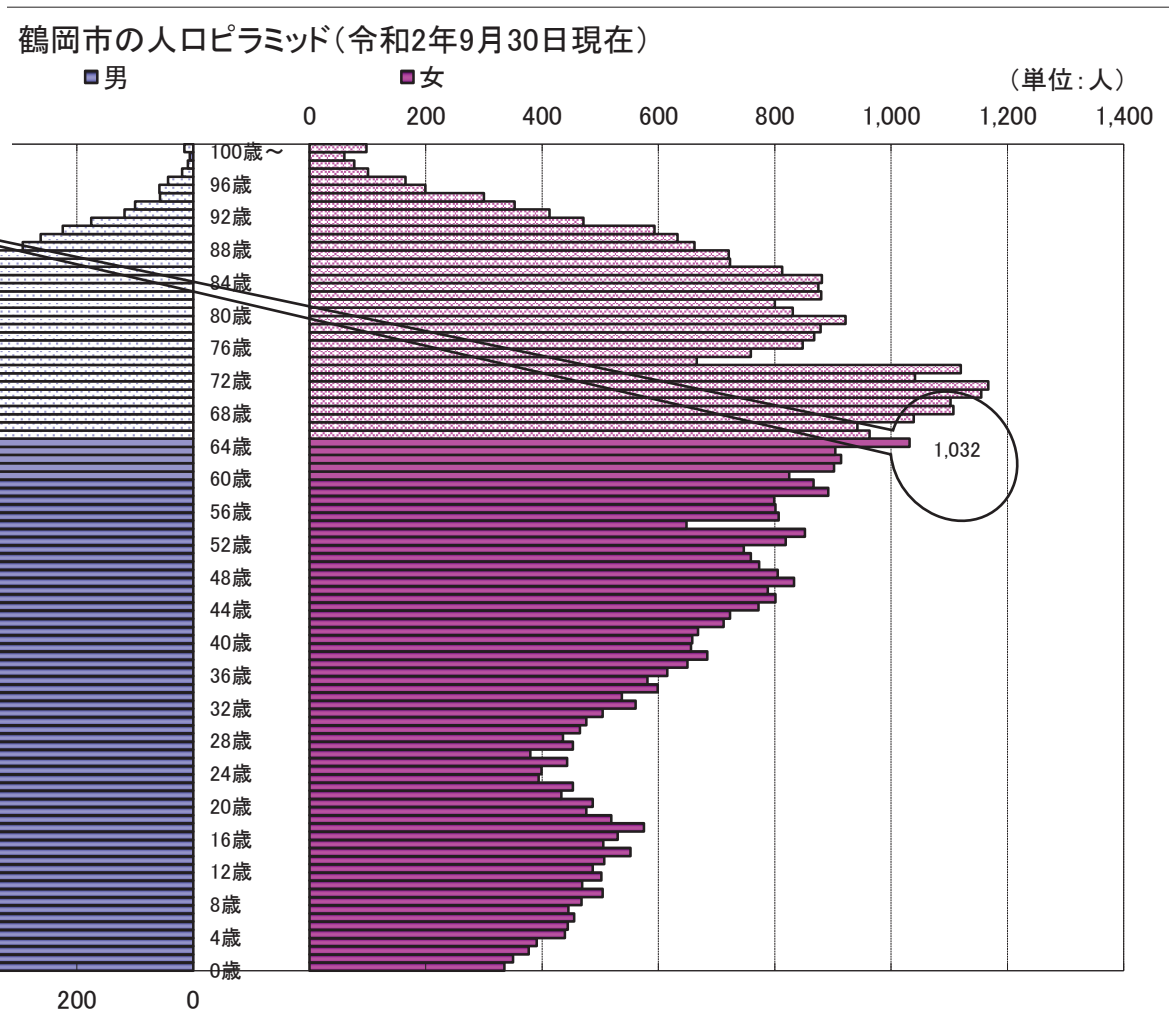
鶴岡市の人口ピラミッド（令和2年9月末現在）

第1次ベビーブーム（昭和22～24年生）の世代は第5期計画期間中に65歳を迎えたため、この期間第1号被保険者数が大幅に増加した。
 第8期計画期間は、ピークは過ぎたものの毎年2,000人弱が新たに第1号被保険者となる見込み。

生	年齢	男	女	計
	}			
S36	59歳	818	867	1,685
S35	60歳	842	825	1,667
S34	61歳	892	902	1,794
S33	62歳	886	914	1,800
S32	63歳	889	904	1,793
S31	64歳	939	1,032	1,971
S30	65歳	997	963	1,960
S29	66歳	941	942	1,883
S28	67歳	1,014	1,039	2,053
	}			

第9期
65歳
到達

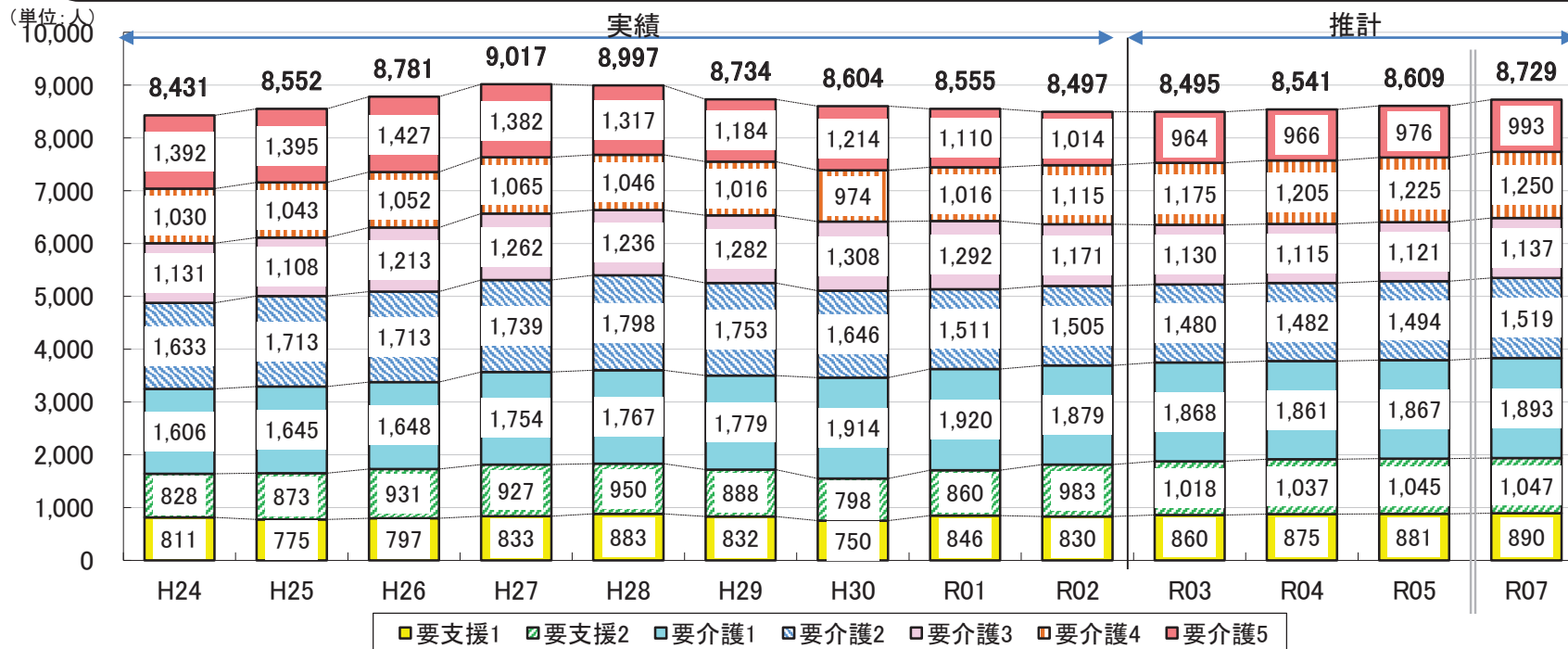
第8期
65歳
到達



(単位:人)

要介護等認定者数の推計

第7期の要介護等認定者数の実績より、年齢階級別・性別・要介護度別の認定状況を参考として、要介護等認定率を推計し、推計被保険者数に乗じて、第8期計画期間及び令和7年度(2025年度)の要介護等認定者数を推計したもの。
介護予防及び給付適正化の取組により要介護等認定者数は平成27年度をピークに減少しているが、第1次ベビーブーム(昭和22年～24年生)の世代が75歳に到達する令和4年度から増加に転じる見込み。



認定者数の実績及び推計値

単位: 人

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R07
要支援1	811	775	797	833	883	832	750	846	830	860	875	881	890
要支援2	828	873	931	982	950	888	798	860	983	1,018	1,037	1,045	1,047
要介護1	1,606	1,645	1,648	1,754	1,767	1,779	1,914	1,920	1,879	1,868	1,861	1,867	1,893
要介護2	1,633	1,713	1,713	1,739	1,798	1,753	1,646	1,511	1,505	1,480	1,482	1,494	1,519
要介護3	1,131	1,108	1,213	1,262	1,236	1,282	1,308	1,292	1,171	1,130	1,115	1,121	1,137
要介護4	1,030	1,043	1,052	1,065	1,046	1,016	974	1,016	1,115	1,175	1,205	1,225	1,250
要介護5	1,392	1,395	1,427	1,382	1,317	1,184	1,214	1,110	1,014	964	966	976	993
総数	8,431	8,552	8,781	9,017	8,997	8,734	8,604	8,555	8,497	8,495	8,541	8,609	8,729

※認定者数の実績は各年9月末時点の国保連合会の事業状況報告(月報)より。人数は第1号被保険者と第2号被保険者の総数

第8期計画期間における施設等整備計画（案）

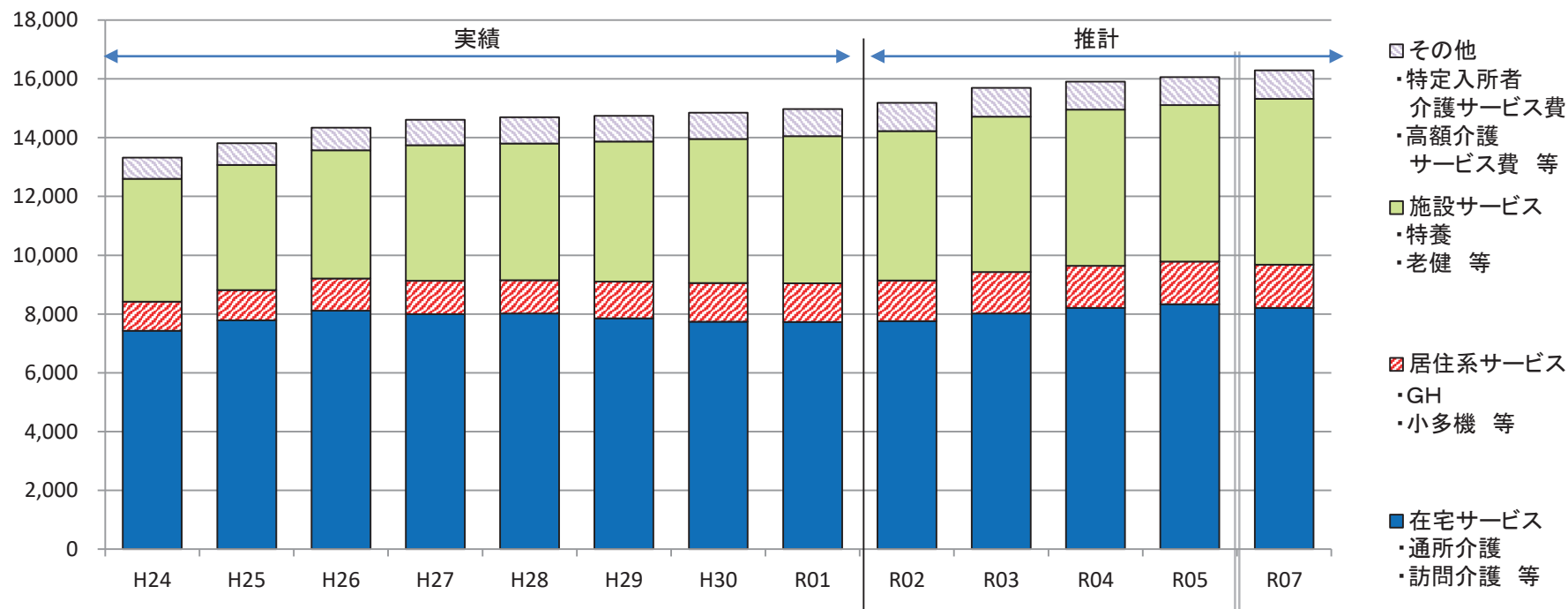
サービス種別	計画	年度別計画(案)		
		R03	R04	R05
看護小規模多機能型居宅介護	新設 又は 小多機から転換	—	29人	
介護医療院	増床	10床	10床	5床

必要サービス見込量の推計

施設等の入所・入居者数、標準的な居宅サービスの受給者数を基に、第7期中のサービス種類ごとの受給率、一人当たり
の日数・回数・支給額を参考に、必要なサービス量（給付費見込額）を推計。
第8期計画期間及び令和7年度の必要サービス量を、次のとおりに見込んでいる。

サービス別給付の推移

(単位:百万円)

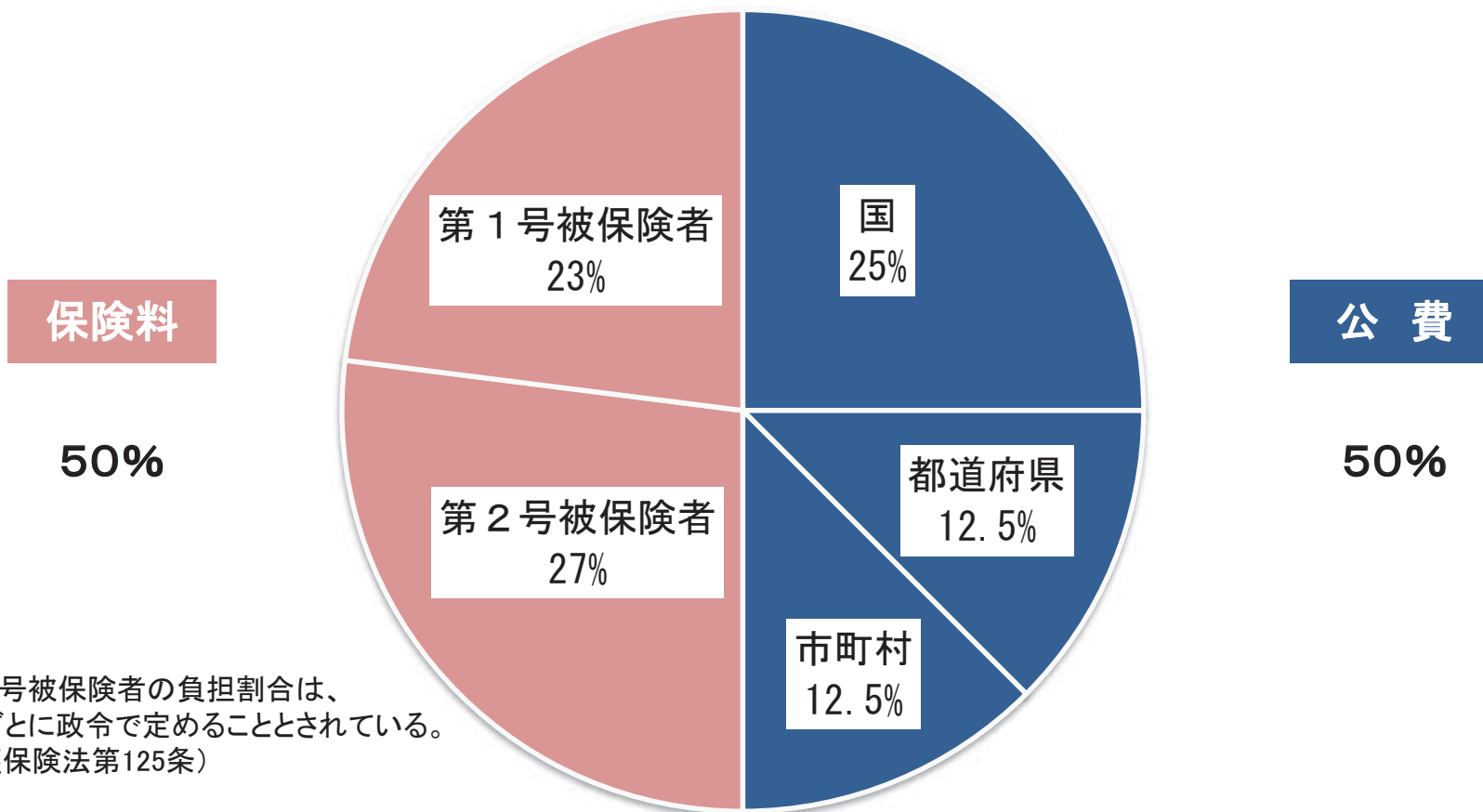


単位:千円

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R07
在宅サービス	7,425,380	7,789,010	8,110,046	7,998,213	8,015,623	7,855,615	7,739,211	7,725,276	7,758,246	8,011,732	8,205,983	8,332,605	8,203,759
居住系サービス	991,162	1,025,004	1,094,149	1,134,711	1,136,775	1,249,470	1,317,829	1,315,575	1,379,809	1,418,946	1,437,371	1,449,668	1,471,204
施設サービス	4,180,001	4,257,985	4,370,382	4,612,713	4,645,547	4,767,161	4,895,293	5,007,353	5,088,110	5,284,364	5,314,364	5,326,019	5,649,260
その他	721,676	741,344	763,539	867,465	895,400	876,807	895,628	925,373	960,551	980,133	946,629	952,222	963,607
合計	13,318,219	13,813,342	14,338,116	14,613,102	14,693,346	14,749,053	14,847,961	14,973,577	15,186,716	15,695,175	15,904,347	16,060,514	16,287,830

※実績については、各年度末の値

介護給付費の財源構成（第7期と同率）



第2号被保険者の負担割合は、3年ごとに政令で定めることとされている。（介護保険法第125条）

（参考）第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合

注1)

第1号被保険者・・・市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者
第2号被保険者・・・40歳以上65歳未満の医療保険加入者

注2)

都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設（特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）の給付費については、国20%、都道府県17.5%

		第1号被保険者	第2号被保険者
第1期	平成12～14年度	17%	33%
第2期	平成15～17年度	18%	32%
第3期	平成18～20年度	19%	31%
第4期	平成21～23年度	20%	30%
第5期	平成24～26年度	21%	29%
第6期	平成27～29年度	22%	28%
第7期	平成30～令和2年度	23%	27%

保険料算定の概略

介護保険法(平成9年法律第123号) (抄)

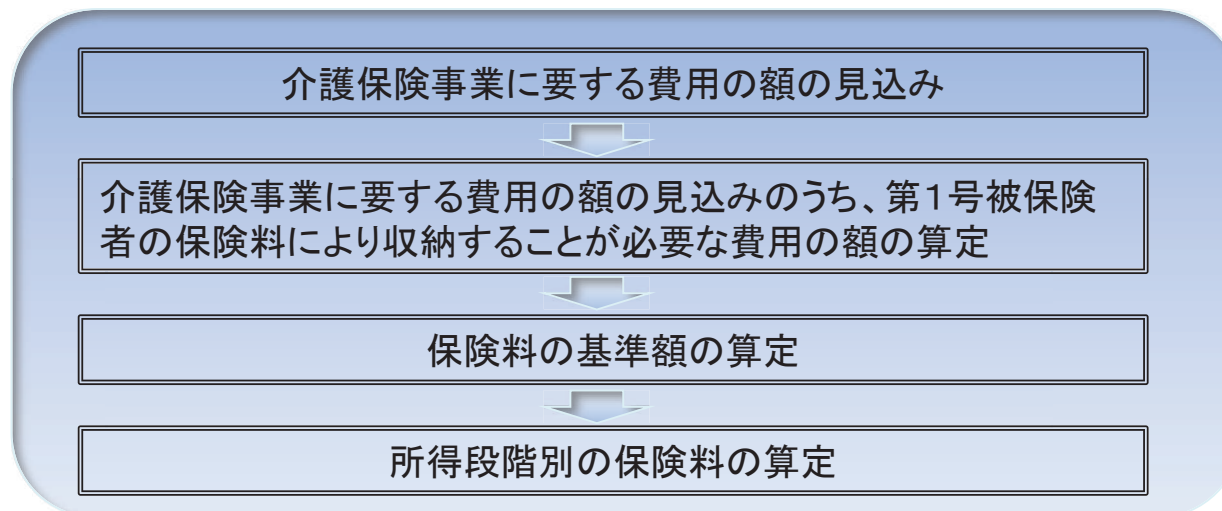
(保険料)

第二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第四百七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 (略)



第8期の介護保険料について

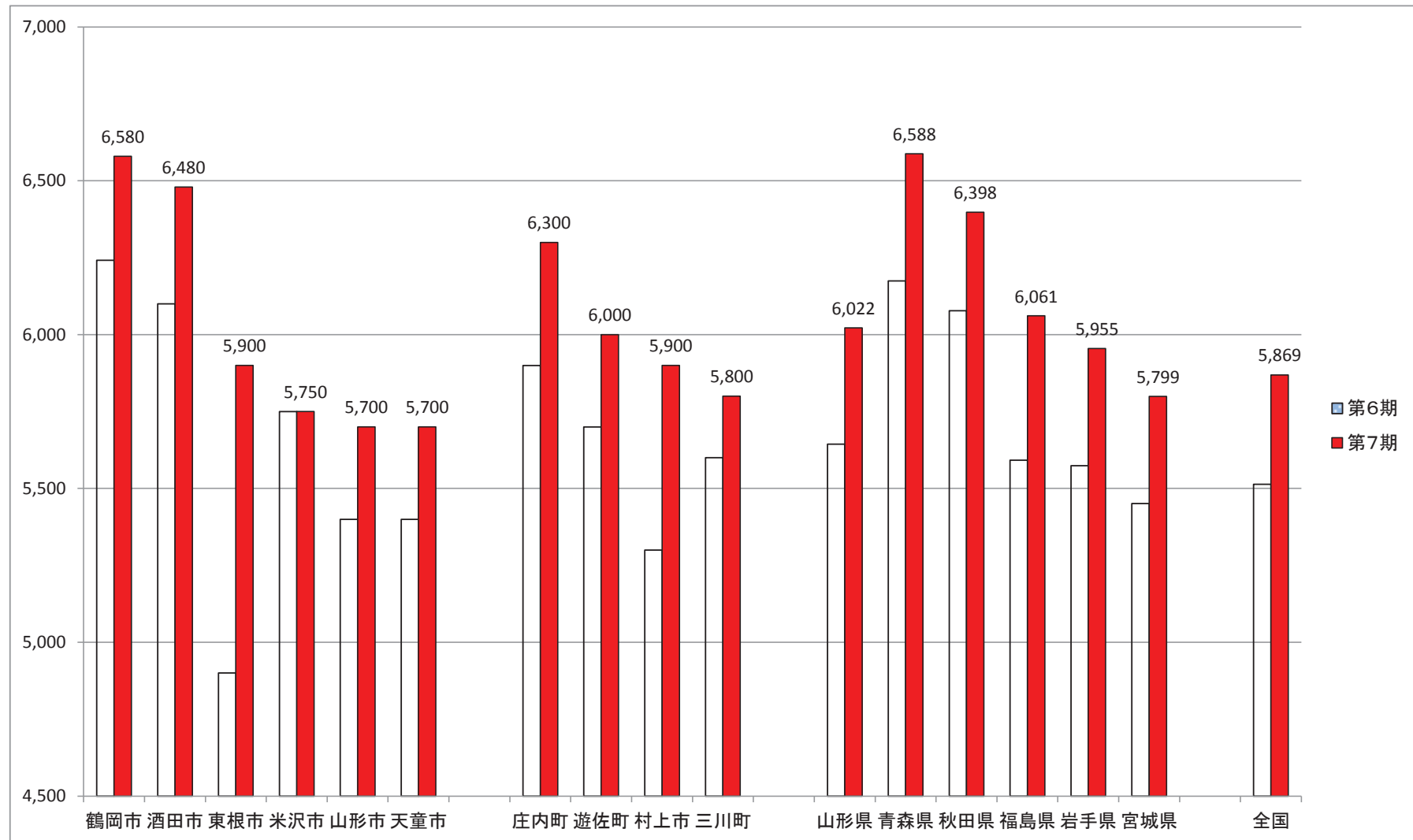
- 市町村は、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに介護保険料の見直しを行います。
- 保険料は、3年ごとに見直す事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つように設定されます。(3年度を通じた同一の保険料)

第1期 ~ 第7期						第8期(令和3年度~令和5年度)		
事業運営期間		保険料(月額)					保険料(月額)	
		全国平均	県平均	鶴岡市				
H12年度	第1期	2,911円	2,595円	2,750円	前期からの伸び率			<ul style="list-style-type: none"> ○保険料上昇の要因 ・受給者数の増加や施設整備等による介護給付費の上昇など、自然的な要因 ・財政調整交付金の交付割合の減少 〔 後期高齢者割合の全国平均値が増加、また市の所得段階別被保険者割合が全国平均値に近づくことにより、交付割合が減少 〕 ・介護予防・日常生活支援総合事業の交付金交付上限額超え 〔 本事業については、地域支援事業交付金(国・県)及び介護保険料により実施しているが、交付金交付の事業費上限額を超えると見込んでいることから、この超えた分については、第一号保険料から支出することとなる 〕 ○保険料抑制の要因 ・準備基金積立額の取崩し ・特定入所者介護サービス費等の見直し(予定) ・高額介護サービス費激変緩和措置終了 ○紙おむつ等購入費助成事業の保険料への影響について 〔 第8期から地域支援事業交付金の対象外とする方針が示されていたことから、その際は全額保険料での実施を検討していたが、国が示す要件を満たせば8期期間中の継続が認められたことから、保険料上昇の要因から除かれた 〕
H13年度		3,293円	3,107円	3,353円		(+21.9%)		
H14年度		4,090円	3,799円	4,158円		(+24.0%)		
H15年度	第2期	4,160円	3,902円	4,392円		(+5.6%)		
H16年度		4,972円	4,784円	5,383円		(+22.6%)		
H17年度		5,514円 (+10.9%)	5,644円 (+18.0%)	6,242円		(+16.0%)		
H18年度	第3期	5,869円 (+6.4%)	6,022円 (+6.7%)	6,580円		(+5.4%)	約6,400円~6,600円程度 (-2.7~±0%)	
H19年度								
H20年度								
H21年度	第4期							
H22年度								
H23年度								
H24年度	第5期							
H25年度								
H26年度								
H27年度	第6期							
H28年度								
H29年度								
H30年度	第7期							
R01年度								
R02年度								

※ 第1期及び2期保険料は、旧鶴岡市。

全国・他市等との介護保険料比較(第6期～第7期)

介護保険料の金額は、計画期間中の3年間の介護保険事業をまかなうために必要な事業費から算出するため、各保険者の高齢化率、要介護認定率、介護サービスの利用量等に影響を受けることとなる。



現時点における第8期介護保険料基準額の見込み

○第8期保険料基準額 月額 約 6,400円～6,600円 (第7期 6,580円)

○第8期保険料における上昇要因 (月額ベース)

- ・調整交付金交付割合の減少(7.04%⇒6.87%見込み) 約 50円 増
- ・介護予防日常生活支援・総合事業の交付金交付上限額超えによる 約 200円 増

○第8期保険料における抑制要因 (月額ベース)

- ・7期期間中の準備基金積立額の取崩し 約 500円 減
- ・特定入所者介護サービス費等の見直し(予定) 約 40円 減
- ・高額介護サービス費激変緩和措置終了による 約 3円 減

○施設整備等による保険料への影響 (粗い試算)

- ・看護小規模多機能型居宅介護 計29名(令和4年度または5年度)
- ・介護医療院 計25床(令和3年度から5年度)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 20床(令和2年度)
- ・認知症対応型共同生活介護 18床(令和2年度) 約 80円 増

※このほか、受給者の増加による自然増の影響あり

令和3年度報酬改定に伴う影響額は勘案前・コロナウイルスによる影響は精査中

第8期の保険料月額の内訳

